

< 第四報 >

新型コロナ特別措置法に基づく緊急事態宣言発令におけるひまわり館の対応について

2020年5月15日

福祉用具のひまわり館

はじめに、新型コロナウイルス関連感染症に罹患されたご利用者様及び関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

福祉用具のひまわり館は、政府の「39 県の緊急事態宣言解除」の決定がなされましたが、東京都を中心とした 8 都道府県が継続している現状から、ご利用者様又はご家族様、そして関係者の皆様及び従業員の安全面を考慮し、厚生労働省の通知及び各都府県からの主な緊急事態措置を鑑み、継続して慎重な対応に努めてまいります。

また、福祉用具関連サービスとして、ご利用者様へのサービス提供に支障がないよう、以下の適宜慎重な対応をして参りますので、何卒ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【感染拡大防止に向けたひまわり館の対応】

1. ひまわり館は今後も、感染拡大の抑止とご利用者様、関係者の皆様、従業員の安全確保を最優先し、対応してまいります。
2. ひまわり館では日常より感染の拡大防止のため、以下の取り組みを徹底しています。
  - ① 従業員の健康管理（朝夕検温）に留意し、感染防止のために十分なアルコール消毒、手洗いとうがいを励行するとともに、発熱などの症状が見られる時は出社しないよう指示しています。（自宅待機）
  - ② 密閉・密集・密接（3つの密）を避け、20 人以上の会議・イベントは中止、ないしは延期しています。
  - ③ 在宅勤務やフレックス勤務の積極活用を推進
  - ④ 不要不急の出張や取引先（居宅介護支援事業所様など）への訪問は自粛しています。

【ご利用者様対応について】

福祉用具関連サービスの特性上、ご利用者様への対応は従来通りさせていただきます。

ただし、新型コロナウイルス関連感染症はご高齢者への感染リスクが高く、ご利用者様又はご家族様が外部との接触を控えたい等のご意向もあることが想定されます。そこで、ひまわり館としましては、定期点検・モニタリングは原則として電話での状況確認とさせていただきます。

ケースにより訪問の必要がある場合には、ご利用者様又はご家族様とのご意向を確認させていただいた上で、訪問による定期点検・モニタリングの判断をさせていただきます。

上記の対応につきましては、8 都道府県において緊急事態宣言の延長期間で定める 5 月 31 日までを目途といたしますが、更なる感染リスクの高まりにより期間が延長されることが想定されますので、適宜見直す可能性がありますこと、予めご了承願います。

以上